

座間市教育委員会 1月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市学校運営協議会委員の任命について

イ 座間市教育委員会職員の人事について

ウ 座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(2) 協議

「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）（素案）」について

(3) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 1 月定例会議事運営要領

日 時	令和5年1月11日（水） 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和5年1月11日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和4年12月14日
会 議 録 署 名 委 員	馬場委員 有山委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	1	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長
2	2	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
3	3	座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者
1	1	「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）（素案）」について	生涯学習課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	1	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和5年1月11日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
12月14日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
12月16日	金	市立市民文化会館の適正ではない使用に関する調査特別委員会	教育長
12月16日	金	在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート	教育長職務代理者、北村委員、有山委員
12月17日	土	相模中学校区青少年フェスティバル	教育長
12月17日	土	在日米陸軍軍楽隊クリスマスコンサート	教育長、鈴木委員
12月18日	日	かながわ音楽コンクール声楽部門～座間音楽祭2022～本選 表彰式	教育長
12月20日	火	ざまユニバーサルアート展	教育長
12月21日	水	東海大学付属相模高等学校吹奏楽部定期演奏会	教育長
12月23日	金	市議会第4回定例会 閉会	教育長
12月24日	土	ざまユニバーサルアート展表彰式	教育長
12月26日	月	市史編さん審議会委員委嘱式	教育長
1月4日	水	市仕事始め式	教育長
1月4日	水	教育委員会仕事始め式	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、有山委員
1月6日	金	市長年頭記者会見	教育長
1月8日	日	市消防出初式	教育長
1月9日	月	市成人式	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、有山委員

議案第3号

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年1月11日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

休業日の改正及び学校評議員の廃止をいたしたく提案するものである。

座間市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

座間市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年座間市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「同月4日まで」を「同月5日（小学校第1学年にあつては、同月6日（同日が前号に掲げる日に当たるときは、その直後の月曜日））まで」に改める。

第12条の3を削り、第12条の4を第12条の3とし、第12条の5を第12条の4とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始休業 4月1日から<u>同月4日まで</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学年始休業 4月1日から<u>同月5日</u> <u>(小学校第1学年にあつては、同月6日</u> <u>(同日が前号に掲げる日に当たるとき</u> <u>は、その直後の月曜日)) まで</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第12条の3 学校に学校評議員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>4 その他学校評議員の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	
<p>(学校評価)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(学校評価)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(分掌組織)</p> <p>第12条の5 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(分掌組織)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

協議第1号

「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）（素案）」について

「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）（素案）」について協議を求める。

令和5年1月11日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

協議理由

「座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）」を策定するため協議するものである。